

動物の虐待は犯罪です

動物の虐待とは

みだりに給餌や給水をやめる、酷使する、衰弱させる、病気やけがの適切な保護を行わない、排せつ物の堆積した施設や他の動物の死体が放置された施設で飼育すること、などとされています。

以下、動物の虐待の考え方を示します。

積極的（意図的）虐待	ネグレクト
やってはいけない行為を行う・行わせる	やらなければならない行為をやらない
<ul style="list-style-type: none"> ・殴る・蹴る・熱湯をかける ・動物を闘わせる ・身体に外傷が生じる、又は、生じる恐れのある行為や暴力を加える ・心理的抑圧、恐怖を与える ・酷使 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理をしないで放置する ・病気を放置する ・世話をしないで放置する ・健康や安全が保てない場所に拘束して衰弱させる ・排せつ物の堆積した場所や他の愛護動物の死体が放置された場所で飼養する <p style="text-align: right;">など</p>

※虐待に該当するかどうかについては、行為の目的、手段、苦痛の程度等を総合し、社会通念により判断するものです。また、個々の案件に係る判断は、動物及び動物の所有者又は占有者の置かれている状況等を考慮して個別に行われるべきものとなります。

罰則について

「命あるもの」である動物をみだりに殺傷したり、苦しめることのないようにしなくてはなりません。※愛護動物を虐待したり遺棄すると犯罪行為として罰せられます。

動物愛護のみだりな殺傷	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
愛護動物の虐待	100万円以下の罰金
愛護動物の遺棄	100万円以下の罰金

※愛護動物とは下の1又は2の動物で、家庭動物だけでなく実験動物や産業動物なども含みます。

- 1 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 2 1以外で人に飼われている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

虐待が疑われる場合

- ・地域で情報共有する（情報収集する、自治会で話し合う等）
- ・大分市動物愛護センターに相談する
- ・警察に通報する

《問い合わせ先》 由布市役所 環境課 097-582-1310